

あとがき

20 世紀での 再検証

彼等を鎮圧し、そして、移住させようというアメリカ人の申し合わせたような、そして、長々と続いた努力にもかかわらず、ネブラスカのインディアン達は、彼等のぐらつく部族の主体性を普遍のものとし、そして、それを強めていった。

彼等の人口は、19 世紀の末の最も落ち込んだところからは、現代まで、すなわち、20 世紀の終盤にかけて、ずっと増え続けており、オトエーミズーリ族は、大体 1,400 人、オマハ族が、1,500 人、ポウニー族、2,300 人、南部ポンカ族、2,200 人、並びに、北部ポンカ族は、400 人以上となっている。¹ 沢山のそのほかのものが、狩猟や農業の年間の決まった営みが破壊され、そして、インディアンの土地が彼等から奪われていったときに片隅に追いやられてしまったが、しかし、多くの古き伝統は、アメリカ化という文明化の嵐を乗り越えてきた。大事に残されていたものが博物館の棚からポウニー族、オマハ族の彼等の故郷の墓所に戻されたこと、そして、神聖なる柱や白いバッファローの毛皮がオマハ族に返却されたこと、オトエーミズーリ族により、追加の土地が購入されたこと、さらには、北部ポンカ族の部族として地位が(長く、苦しい戦いのあと)取り戻されたこと、こうしたことは、インディアン達にとっての近年の成果であり、そして、いま現在進行しつつある文化的、ならびに、政治的な復活の証でもある。²

こうした権利や主体性の再取得を促進した主要なもの 1 つは、インディアン達が自分たちの同意もなしに、あるいは、19 世紀の、不公平な価格により、彼等から土地を奪ったことに対する、二次的な補償と考えた訴訟の過程であった。この訴訟の過程は、政府によるインディアン達に対するこれまでの取り扱いを系統立てて再評価するという事を含んでいる。;それは、1875 年に Edward Smith 長官により為された声明を言い替えるなら、アメリカ合衆国が、インディアン達から彼等なりの生活の手段を奪い取り、そして、かれらにその見返りとしてアメリカ的な生活をいとなむ偽りのない機会を与えてきたかどうかといった、公的な決断を引き出すものである。³

1920 年以前でさえ、オマハ族、ポウニー族、そして、オトエーミズーリ族は、法廷に対して彼等の不満を訴えていて、ポウニー族やオマハ族は有利な判決を受けていた。たとえば、1918 年の訴訟の判決では、オマハ族は、もともと彼等の領地であった Aoway 川の北に広がっている土地、ここは、1854 年に何の補償もないまま売却されていたものであったが、この 783,365 エーカーの土地に対して \$94,740 の支払いの裁定を受けていた。さらに、オマハ族は、この支払い遅延に対して、1854 年から年率 5 パーセントの割合で利子を受けとることになったので、この支払いが行われるまで、1926 年には、その金額は、

Table 9 - Awards by the Indian Claims Commission

Indian Group	Check Number	Time of Taking	Average	Original Payment		Fair Market Value		Award (with interest)	
				a) Total	b) Per Acre	a) Total	b) Per Acre		
Ojibwa	a) 11A	July 15, 1838	One-quarter	----- Compensation settlement -----					\$1,350,000 (1350000) [1894]
			share of 10,000,000 acres						
Ojibwa	b) 11	Sept. 31, 1833 March 15, 1854	One-quarter	320,000	48 cents	\$654,500	78 cents	\$1,450,000 (1350000) \$62(1865)	
			share of 10,000,000 acres	\$402,824	42.8 cents	\$1,087,000	\$1		
	c) 13B	July 15, 1838	One-quarter	----- Compensation settlement -----					\$1,350,000 (1350000) [1894]
			share of 10,000,000 acres						
Pawnee	d) Continued 225-A, B, C, D	March 10, 1854	One-quarter	1000,000	19.5 cents	\$3,700,570	75 cents	\$2,300,000 (2000000) [1892]	
			share of 10,000,000 acres						
	e) 19	a) Oct. 8, 1823 b) Aug. 6, 1848 c) Oct. 24, 1857 d) March 2, 1876	One-quarter	\$148,300	1.1 cents	\$4,427,300	25 cents	\$7,015,000 (1570000) 124(1862)	
			share of 10,000,000 acres	\$2,000	1.8 cents	\$67,300	80 cents		
			share of 10,000,000 acres	\$2,144,610	21.7 cents	\$4,500,000	50 cents		
f) 202	March 2, 1853	One-quarter	\$4,000	\$1.25	\$12,000	\$2.50	\$1,875,000 (2000000) [1871]		
		share of 10,000,000 acres	\$455,500	19.5 cents	\$7,324,000	\$1			
Pawnee	g) 202	March 15, 1857	One-quarter	\$38,873	39.4 cents	\$211,200	\$2.25	\$1,012,000 (2000000) [1872]	
			share of 10,000,000 acres						

Note: The award often is not an exact substitution of the original payment from the fair market value, because judgments awards are also involved. Also, in the cases of Pawnee and the Ojibwa-Missouri, the total award was changed by appeal to the Court of Claims. In the table, FCC refers to the Indian Claims Commission and C.C.C. to the Court of Claims. (Awards are from Indian Claims Commission, Final Report (Washington D.C.: Government Printing Office, 1978) of which interest at 5 percent a year from 1837)

\$374,456 までに膨らんでした。⁴

しかしながら、ネブラスカのインディアン達が、インディアンの訴訟委員会設立に伴い、彼等の故郷を喪失したことに対する“遅れながらの正当性”を求めていく完全な機会を持つようになったのは、正に、1946年以降になってからであった。この訴訟の過程は、こんな形の構造である：インディアン達(訴訟人)は、まず、彼等の土地を失った人たちに対して、自分が“その利権の後継者である”ことを証明しなくてはならない。その後、その土地をものにしたときのその土地の権利書を保有していることを明らかにしなければならない。こうした過程は、“最初の権利書”—その問題となっている土地が、“大昔から”独占的に所有していたこと—もしくは、“指定された権利書”、これは、合衆国政府がインディアンのその土地に対する権利を、協約とかそのほかの手段により認めたものであるが、こうしたものを明示することによりはじめて達成されていた。問題とされた土地の広さは、エーカーという形で特定されなければならなかった。そして、一度権利書が発行されるとなると、問題はその土地の評価に移り、この過程はおもに二つの段階からなっていた。まず、その第一は、“対価”、もしくは、その土地に対して、まず、インディアンは支払らいとして受けるものがなんであるのかということ、このことが明確にされていなければならない；次に、“公正な市場価格”、ないしは、“その土地を購入しようとしているもの”が、それを入手した時点で支払う予定の価格、これが見積もられる。もし、それが、その対価は“良心的ではない”(“良心をゆがめるほど”低い価格であるといったように)こてが、明々白々であるような場合、あるいは、土地に対する支払いが全くなされないような場合には、インディアン達は、裁定を要求するか、あるいは、二次的な補償を求めるのである。最終的な裁定は、公正な市場価格から報酬とすべての“余計な必要経費の相殺”(ある種の配給のような、政府による何の責務もない支払い)を差し引いたものである。また、インディアンの訴訟委員会条項では、こうした裁定が、“公正、かつ、誠実な取り扱い”の精神で為されるものと見ていたが、しかし、このことが委員会では非常に狭い意味で捉えられていたので、このことが、決定的に審議に持ち込まれていくのは、まことに稀なことであった。⁵

インディアン達は、この委員会が設立されてから、彼等の訴訟を整理し、そして、それを提訴するために5年が与えられた。ネブラスカの四つの部族すべてに対して、この期限が定められ、彼らは、最終的には彼等の19世紀に売却した土地に対する追加の支払いを勝ち得た、長く、そして、時に、圧迫感を感じずような仕事に乗り出した。

オトエーミズーリ族は、こうした訴訟の最初の成果を上げた。1955年に、訴訟の裁判(インディアンの訴訟委員会のための上訴裁判所)は、1833年と1834年の売却に対する支払いは、誠にもって良心に欠けるものであると判定し、オトエーミズーリ族は、追加の支払いとして\$1,156,035を受けとることが当然であるとした。(table 9) 1833年には、この土地はエーカー当たり4.9セントで販売されていたが、1854年には、なんと、42.6セントで取引が行われ、そして、ついには、70セント、\$1という価格になっていた。さらに、

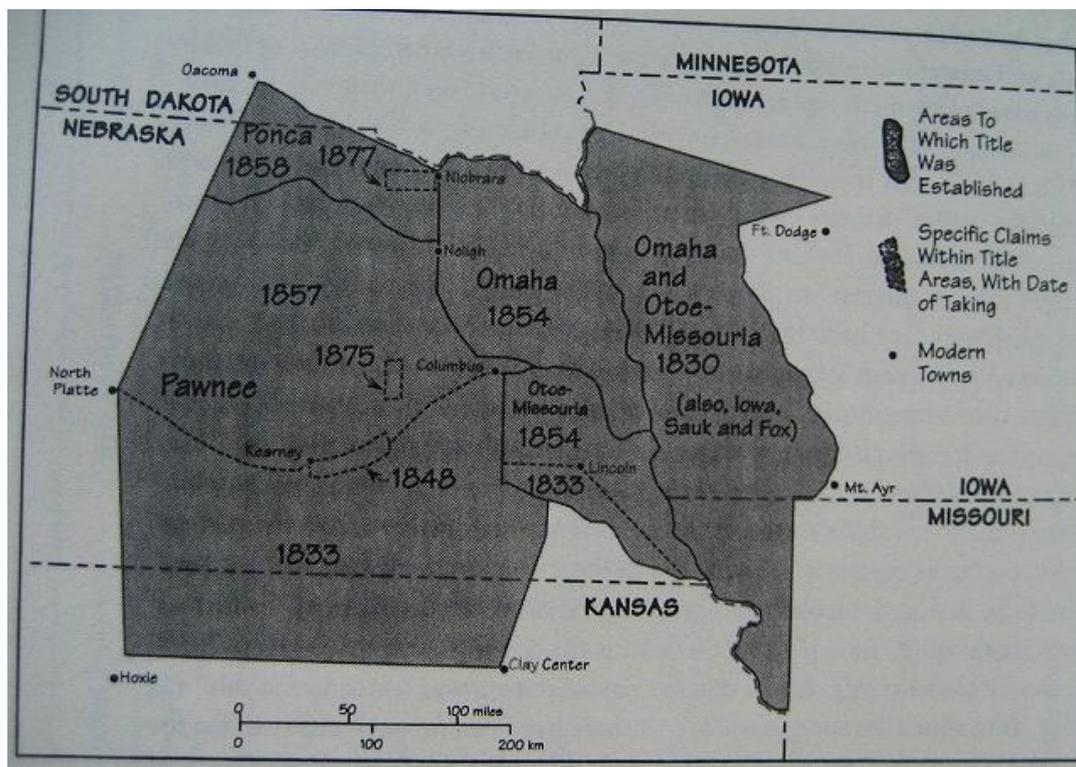


Fig. 50 ネブラスカ インディアン達の伝統的な所有地。インディアンの所有訴訟委員会により発行されたもの。 1955 - 1972

委員会は、こうした取引は、“脅迫のもとで”為されたものであると認定した。この裁判が、インディアンの訴訟委員会が最初の土地の所有権を基準に裁定を下すことができるという道標となった。この裁定が、そのほかのネブラスカのインディアン達に、彼等の先祖の土地の所有権を証明することを御しやすくさせ、そして、四つの部族の間で論争されていた境界の土地が引き続き、規定(強制的な同意)により明確にされていたので、主権の重複した訴訟も、夫々の裁判をうまく裁くことを妨げるようなことはなかった。(fig. 50) ⁶

後に、1964年になり、オトエーミズーリ族は、1830年に Prairie du Chien でなされた広大な土地の売却の対価の 1/4 の取り分(オマハ族、アイオワ族、そして、Sauk and Fox 族との折半で)の支払いとして\$1,750,000 を手にした。たとえば、この例では、この支払いは、様々な過程での出費や複雑な事項を排除するためになされた、これに関係する部族の間での妥協の賜物であった。そのほか、1876年、そして、1881年の彼等の保護居留地の売却なども含めた、オトエーミズーリ族の訴訟は、売却の値段がそれほど良心的ではなかったとは認められず、さらには、インディアンは、1899年に土地の購入者達との間での定住の協定に対して自分たちの同意を与えているとのことから、退けられた。⁷

1964年に、オマハ族もまた、Prairie du Chien の協約による売却の彼等の取り分として\$1,750,000 の支払いを受けていた。以前、1960年に、彼らは、彼等のネブラスカ北東部

の彼等の土地の 1854 年の売却に対して、僅かながらの支払いの寄せ集めで、\$2,900,000 を受け取っていた。(table 9, fig. 50) この支払いを確定するなかで、委員会は、土地は、オマハ族が支払いを受けたエーカー当たり 19.6 セントではなく、一般的な市場の価格の 1 エーカー当たり 75 セントとみなされるべきとの判定を下した。この\$2,900,000 の支払いには、入植者達の不正により為された、入植地の経理の計算の間違いについての極僅かの妥協と、そして、ウィネベゴ族に対しての売却だの 1865 年の支払いが、やはり、“誠にもって不適正”であったという訴訟も勘案してのものであるという意味が含まれていた。⁸

1963 年に、インディアン訴訟委員会による最初の拒絶となった、そして、訴訟の法廷で復活したという長くて複雑な訴訟のあと、ポウニー族は、彼等の 19 世紀に為された売却の補正として、\$7,315,800 の追加の支払いを受領した。これらの中には、最初の調査で彼等の保護居留区の土地からはずされた非常に狭い領地と同じように、1833, 1848, そして、1857 年に為された売却の広大な土地に対するものが含まれていた。他のネブラスカのインディアン達と同様に、ポウニー族は、“証拠の優越”により、彼らが、土地を奪われた時点でその土地のもともとの所有権を持っていたということ、そして、かれらの売却に対して受け取った金額が非良心的な極めて低いものであり、さらに、協約そのものが、脅迫のもとに為されたものであるということを実証することができた。⁹

ポンカ族は、1972 年まで、彼らのおこした訴訟で十分な結果を上げることが出来なかった。1858 年の彼等の狩猟場の土地の売却を含めた訴訟事件 322 号で、ポンカ族は、彼らもともと支払いを受けた金額(エーカー当たり 19.5 セント)と、その土地の公正な価格(エーカー当たり\$1.0)として支払われる金額との差額として、\$1,878,500 を受け取るべきとされた。この訴訟の中で、ポンカ族は、合衆国政府がこの支払いから、不正な名目で、\$1,056,703 を相殺しようという思惑を打ち負かさなければならなかった。政府は、彼等は、ポンカ族が、彼等が保護居留区にいて飢餓であえいでいた期間(1861-77)、支援の名目でこの額に相当する配給をしていたと主張した；委員会は、ポンカ族をもともとの場所で、苦しい状況に追いやったのは、政府の無策によるものであったと指摘して、この主張を退けた。

訴訟事件 323 号、これは、1877 年のポンカ族を彼等の保護居留区から立ち退かせたことに関するものであるが、委員会は当時の認識と、土地の公正な市場価格との差(\$174,327)を認めただけでなく、その土地の取引がインディアン達の同意をなくして実施されたとして、原則に乗っ取り年率 5 パーセントの利子を払うことと裁定した。1972 年の最終的な判決のときまでに、その金額は、\$1,013,425 までに膨れ上がっていた。¹⁰

こうした主張の裁判は、ネブラスカのインディアン達の追放が決して公平ではなかったこと、そして、彼等の土地に対して公正な価格が支払われていなかったこと、さらには、彼らの身のうえに降りかかる様々な条件に対処する手段を彼等に与えようという誠実な努力がなんら為されていなかったとの、率直、かつ、断固たる認識のもとに立っていた。このことは、19 世紀当時の、インディアンの土地を出来る限り安く手に入れようと目論んで

いた購買の精神からすれば、なんら驚くようなことではない。しかし、当時、仮に彼等の土地に対して公正な市場価格が支払われていたとしたら、一体どんなことが起きていたであろうか？ たとえば、仮に、オマハ族が 1854 年の売却に対して、実際に彼等が受け取っていた \$881,000 の代わりに、\$3,700,000 という公正な価格を受け取っていたとしたら、どんなことになっていただろうか？ こうした追加的な財産は、彼らの伝統的な生活の基盤が壊れたときに間違いなくインディアン達の苦しみを軽いものにしたであろう。こうした資金は、再分配地への移住を容易にしたであろうし、政府の政策を遂行するために、或いは、単純に、自分たちが生き残るために、彼等の保護居留地の一部を売却するといったような必要性はなかったであろう。合衆国政府にとって、そうした土地に対する公正な価格を支払うということが、“榮譽の拡張” という公約に対してある種の信頼性をもたらしたであろうし、また、政府の美辞麗句とネブラスカの辺境地に住むインディアンたちの過酷な運命との溝を少なくしたのである。

インディアン達を受け入れるための、より公平な価格での支払い、そして、より誠実な努力をもってしても、なお、19 世紀の合衆国のなかに、彼等のために、その居場所を見出したかということは疑わしい。辺境地における開拓の勢いはあまりにも急であり、そして、そこでは、絶えず敵愾心が横行していたので、インディアン達が、ごくわずかの彼等の土地よりももっと多くの土地を保持することが出来たとは思われない。1850 年代以降に、保護居留地として彼等が保持していた僅かの土地でさえも、アメリカ人たちには、彼等が必要としていたものからすれば不必要に広大な土地だと考えられていた。しかしながら、どれだけ多大のお金が、不正な供給者、取引業者、さらには、行政官の懐に納まったであろうか、否、よしんば、アメリカ的文明化と言う名目で政府によりどれだけインディアンのために費やされたであろうか。最終的には、追加の支払いはインディアン達のもつ究極の矛盾を解決することは出来なかった：彼等は、彼等の土地を維持したかったのであり、彼等の生活手段を、そして、自分たちの文化を守り続けたかったのだ—自分たちの土地が、アメリカ人達ではなく、動物達で溢れそんな時代に時計を戻すために。1870 年代になると、バイソンの姿が見えなくなり、そして、インディアン達は、なおも、自分たちが変化していくことに抵抗し、それが、やがて、変化はあからさまに強制退去と再分配という形に彼等の身の上に降りかかっていった。

インディアン達の土地に対する主権の主張は、大多数の白人達による、少数インディアン達の権利に対する“異常な認識”を示唆するもので、これは、通常、征服されたものたちに対して与えられるものとは違う認識である。¹¹ 多くの方法でさえ、こうした主張の過程は、その継続よりも過去の議題から中断することが少なかった。インディアン訴訟委員会は、1950 年代の終結政策、すなわち、部族が消滅し、そして、インディアン達が最終的にアメリカ人社会のなかで、“別個の要因”として消えてなくなる前に、（或いは、その計画が進行した）彼等の未解決になっていた訴訟を“白紙の状態に戻す”という、この政策がとられるまでの、基本的な背景となっていた。ひとたび、裁定が受け入れられると、

その訴訟は普遍のものとして定着していった。19世紀の協約のなかで、訴訟の裁判のなかでの合意項目は、合衆国政府に確たるものとして認められた。土地の返却は、決して問題となる項目ではなかった；インディアン訴訟委員会条項は、明白に、歴史的な債務を遡って支払うというこの方法を排除した。公正な市場価格の想定は、ただ単に、アメリカ人側の尺度を使ってなされたもので、そこを自分たちの故郷としているインディアン達の価値観になんら目を向けたものではなかった。Thomas LeDuc、彼は、土地の公正な価格についての卓越したオトエーミズーリ族の知識人であったが、その彼が1955年に言っているのは、“土地の評価は、決して、木の実とか野生の果実のことを勘案してなされたものではなかった。”ということだ。¹²

最終的には、そして、19世紀に再び、インディアン達は決して不満がなかったというわけではないが、合衆国から申し出のあった支払いを余儀なく受け入れた。ここでも、もう一度、こうした処理は、貧困と言うものを背景にして執り行われた。かなりの裁定のように見えたものも、経費などが一度相殺されると、一人当たりの額は微々たるものになり、これをそのあと分配していった。たとえば、オトエーミズーリ族は、1955年の裁定により、彼等の取り分として\$581.40を受け取った；そして、1964年に、約20年間にわたっての訴訟の後、ポウニー族の1,883人の登録された人たちは、自分たちの故郷を喪失したその損害賠償として、それぞれ、\$3,530のお金の支払いを受けた。一方、法律家達は、彼等の報酬として\$876,897を受け取っていた。¹³ こうした裁定が非常に厳しい状況のもとに達成されたことになんら疑うものはないが、しかし、19世紀の協定での支払いのように、彼等は、アメリカインディアン達に対する公正な取り扱いと同じように、アメリカ人の分別にも大変な気を使わなくてはならなかった。

もし、仮にこの著述が、19世紀のインディアン達の強制退去に関するこうした研究を今日の出来事として持ち上げるためのものとなるのであれば、これは、まことに持って幸いとすところのものである：現実には、どんな社会経済的な指標を使ったにしても（平均寿命、乳児死亡率、一人当たりの収入）、オマハ族、そして、ウィネベゴ族の故郷であるThurston Countyの地は、いまなお、ネブラスカの中では最も貧しい地域なのである。¹⁴

完訳 2011/02/02

訳者あとがき

2005年から、約四年半、ネブラスカの地で生活をしてきました。その間に、この地に、現代アメリカの基礎が築かれた19世紀の大発展の裏に隠された歴史のあることを知りました。この地をLewisとClarkが大統領Jeffersonの命を受けて、訪れたのは、1805年。その時、Jeffersonは、この地が発展するには、5世代、100年が必要であろうと考えていました。しかし、西洋人の西部開拓の勢いは、これを、僅か、3世代で成し遂げてしまいました。そこには、西洋人のあくなき利潤の追求と、ここを故郷と考えているインディアン達の立ち退きという厳しい現実がありました。この本は、その現実を記録したものです。西洋人にとっては、輝かしいフロンティアとして映るものも、インディアンからみれば、これは、まさしく、筆舌に尽くしがたい悲しい出来事としかいいようがないものです。あの広大な原野で、自由・奔放に生活をしてきた人たちが、強制居住区に移住をさせられる姿は、まさしく、20世紀の捕虜収容所の姿ではないでしょうか。すでに、人口が700万人程度に減少してしまった、そして、アメリカナイズされた、インディアン達は、この現実を受け入れて、現代をたくましく生き抜いているのですが、しかし、先祖代々の土地、生活習慣、そして、しきたりを維持していくことのできなくなった思いは、決して消えることはないでしょう。

アメリカが、もともとインディアンの国であったという事実は、消し去ることは出来ないでしょう。また、多民族国家であり、様々な価値観の混在するアメリカにとっては、これは、国の発展の歴史のなかでは、小さな1つのエポックに過ぎないかも知れません。しかし、そこにアメリカの大地があるかぎり、かつてここで、沢山のインディアン達が、厳しい自然とともに、平和に暮らしていたことは、何時までも古きよき時代として、人々の心のなかに行き続けていくものと思います。

この日本語訳が、すこしでも、アメリカインディアンのことを知る、そのきっかけになれば幸いとするとところです。

鈴木 誠二